



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 32 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

人委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第21条の 5 第 3 項」を削る。

別表を次のように改める。

機 関	職
議会事務局	局長 次長 課長 秘書室長 政務調査室長 総務グループリーダー
知事部局 本庁	政策企画局長 部長 統括政策企画監 次長 参事 副参事 副出納長 政策企画監 課長 室長 副政策企画監（庶務担当に限る。） 統括専門技術員 課長代理 グループリーダー（市町村課を除く庶務担当及び人事課、財政課に限る。） 副主査（交通対策課及び斐伊川神戸川対策課の庶務担当及び人事課に限る。） 秘書グループリーダー 法令文書グループリーダー 庁舎管理グループリーダー 守衛長 防災航空管理所長 人事課の主幹、主任、主任主事及び主事
東京事務所	所長 部長 総務グループ課長
自治研修所	所長 部長
隠岐支庁	支庁長 局長 副局長 部長 事業部長 主査（空港建設局の庶務担当に限る。） 総務グループ課長 総務企画情報グループ課長 黒木保健環境グループ課長 業務グループ課長 空港管理所長
総務事務所	所長 部長 総務グループ課長
県立大学	学長 副学長 事務局長 部長（総合企画担当に限る。） 総務施設グループ課長 学部長 北東アジア地域研究センター長 メディアセンター長 北東アジア研究科長 開発研究科長 役職のない評議員教授（大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。）
島根女子短期大学	学長 事務局長 部長（庶務担当に限る。） 総務会計グループ課長 教授（大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。）

看護短期大学	学長 事務局長 部長（庶務担当に限る。） 総務グループ課長 教授（大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。）
消防学校	校長 教頭
中山間地域研究センター	所長 部長 総務グループ課長
女性相談センター	所長 副主査
美術館	副館長 副主査
健康福祉センター	所長 副所長 部長 総務企画情報グループ課長 能義保健環境グループ課長 大田保健推進グループ課長
保健環境科学研究所	所長 部長 総務企画情報グループ課長 原子力環境センター長
中央病院	院長 副院長 局長 室長 次長 診療部長 看護部長 総務管理部長 経営企画部長 部長（科を統括するものに限る。）科長 総務グループ課長
湖陵病院	院長 副院長 局長 部長 総務企画グループ課長
精神保健福祉センター	所長 副主査（庶務担当に限る。）
児童相談所	所長 主査（中央児童相談所の庶務担当に限る。） 相談支援グループ課長（出雲、浜田及び益田に限る。）
わかたけ学園	園長 総務グループ課長
身体障害者更正相談所	所長
身体障害者授産センター	所長 支援グループ課長
さざなみ学園	園長 管理グループ課長
こくぶ学園	園長 管理グループ課長
食肉衛生検査所	所長 検査グループ課長
農林振興センター	所長 部長 地域農業普及部長 総務グループ課長 家畜衛生グループ課長 大田耕地事業所長
農業試験場	場長 部長 総務管理グループ課長
農業大学校	校長 事務局長 教育部長
中海干拓営農センター	所長 干拓指導グループ課長
しまねの味開発指導センター	所長 主席研究員
花振興センター	所長 主査
家畜衛生研究所	所長 主査
畜産試験場	場長 部長 副主査（庶務担当に限る。）
種畜センター	所長 副主査
緑化センター	所長 副主査
水産事務所	所長 総務グループ課長
水産試験場	場長 部長 総務グループ課長 鹿島浅海分場長
内水面水産試験場	場長 主席研究員
栽培漁業センター	所長 主席研究員
大阪事務所	所長 部長 課長（庶務担当に限る。）
九州事務所	所長
広島事務所	所長
浜田商工労政事務所	所長 観光労政グループ課長
産業技術センター	副所長 部長 総務グループ課長 浜田技術センター長
高等技術校	校長 教頭 総務グループ課長

	土木建築事務所	所長 部長 土木事業所長 総務グループ課長 業務グループ課長 ダム管理所長 空港管理所長
	浜田河川総合開発事務所	所長 業務グループ課長
	高規格道路事務所	所長 部長 業務グループ課長
	出雲空港管理事務所	所長 業務グループ課長
	宍道湖流域下水道管理事務所	所長 維持管理グループ課長 西部支所長
教育委員会事務局 局等	本庁	教育長 教育監 教育次長 参事 課長 室長 センター長 課長代理 グループリーダー及び室長補佐(庶務担当に限る。) 企画人事グループリーダー 企画人事主事 給与グループリーダー 総務広報グループ、給与グループ及び企画人事グループの人事給与又は服務担当の主幹、主任、主任主事及び主事 神海丸船長
	教育事務所	所長 主査 総務グループ課長
	埋蔵文化財調査センター	所長 副所長 総務グループ課長
	教育センター	所長 部長
	生涯学習推進センター	所長 総務広報グループ課長 副主査
	西部生涯学習推進センター	所長 総務広報グループ課長
	図書館	館長 部長 総務振興グループ課長
	青少年の家	所長 総務グループ課長
	博物館	館長
	高等学校	校長 教頭 事務長 船長
	盲ろう学校	校長 教頭 事務長
	養護学校	校長 教頭 事務長
	人事委員会事務局	局長 課長 任用グループリーダー 給与グループリーダー
	監査委員事務局	局長 課長
地方労働委員会事務局	局長 課長	
島根海区漁業調整委員会事務局	局長	

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

